



藤沢市市民活動支援施設 情報誌「エフ・ウェーブ」

特集：つながりづくりの畠 協働事業の現場から



藤沢市葛原の幹線道路から少し脇に入ったところに、とある畠があります。作業をしている人の年齢・性別は様々。今秋には初の収穫祭も予定しているこの「もやい畠 @ 藤沢（以下、もやい畠）」は、藤沢市の「ミライカナエル活動サポート事業」の協働コースの採択事業として、今年4月からスタートしました。認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい（以下、〈もやい〉）が、藤沢市地域共生社会推進室を協働相手として実施しています。今回は、〈もやい〉の松下千夏（まつしたちなつ）さんにお話を伺いました。

〈もやい〉は首都圏を中心に、「経済的な貧困」と「つながり（人間関係）の貧困」の解決を目指しています。松下さん曰く、「ホームレス状態の人を支援してアパートに入居できても、地域に融け込むことはなかなか難しいんです。そうした人たちが同じような立場の人と話したり、みんなで一緒に何かをする機会や社会とつながる機会を作っています」とのことです。相談事業や入居支援、食料品配布や保証人の引き受けなど経済的な貧困対策の事業を行う一方で、もやい畠を含む交流事業ではつながりの貧困に向きあっています。（つづく）



特集：つながりづくりの畠 協働事業の現場から



今年で20周年を迎える〈もやい〉では、設立当初からホームレス状態の方の入居支援として連帯保証人を引き受けっていました。しかしながら、入居後も社会的孤立を感じる人が少なからず居り、交流事業はそうした課題から始まっています。サロンやコーヒー焙煎などの事業を続けてきた中、松下さんが提案したのが農作業体験でした。「2017年から農地にお邪魔しながら農作業体験を実施してきました。でも、やっぱり自分たちの畠が欲しいよねということで場所を探したんです」と、松下さん。

藤沢のNPO法人「農スクール」に相談したところ、〈もやい〉独自で活動出来る農園があるという返事をもらい、助成金を探しました。そんな中「ミライカナエル活動サポート事業」を発見。「首都圏という範囲で活動して、支援した人は結局それぞれの地域に帰っていくことになります。もやい畠を地域のつながる場にしていきたいと考えています。地域共生社会推進室さんと協働する中では、藤沢からの参加者、藤沢の人とつなげてもらう機会を作っていただければと考えています」と、松下さんは語りました。参加者が自身の暮らす地域の中でつながりを作れる場としての畠を、藤沢を手始めとして広げていきたいとのことです。

4月から整えて、畠も形になりました。収穫祭の頃には気候も涼しくなり、そこから藤沢からの参加を増やしていくことを目標にしています。

後日、協働相手である地域共生社会推進室にもお話を伺いました。担当の方曰く、「収穫祭に向けて、チラシ配布などの広報活動を通じた参加者募集を進めています。ご相談窓口に来た方で興味がある方にご紹介し、畠の見学を促していきたいです」とのことです。

コロナ禍によって動きに制限がかかる中、地域共生社会推進室がかかわる事業も、大きな影響を受けました。「屋外での活動ということで、感染リスクを下げながら進められる貴重な居場所事業になっています。今年できる社会参加の促進に係る事業の中でも、力を入れていきたいと考えています」と担当の方は語ります。



地域共生社会推進室（左：田代さん 右：佐藤さん）

もやい畠への参加は、支援が必要かどうかに関わりなく受け付けています。農作業やもやいの活動にご興味があれば、お気軽に問い合わせてほしいそうです。

市民活動支援施設に寄せられるボランティア情報も最近は屋外のものが中心になっています。コロナ禍の中でも活動を止めない方法が採れることで、一緒に事業を進める相手からの信頼にも繋がっていると感じられる事例でした。

（取材と記事作成：関野・桜井）

団体紹介

認定NPO法人 自立生活サポートセンター・もやい

設立：2001年5月
理事長：大西 連
HP：<https://www.npomoyai.or.jp/>
TEL：03-6265-0137
E-mail：info@npomoyai.or.jp



〈もやい〉は、2001年の設立以来、「日本の貧困問題を社会的に解決する」というミッションのもと、活動を展開してきました。

〈もやい〉では、貧困を「経済的な貧困」と「つながり(人間関係)の貧困」という二つの視点でとらえ、その解決を目指しています。前者に対しては、生活相談・支援事業と入居支援事業で生活基盤の回復を、後者に対しては交流事業でつながりと自尊心の回復をお手伝いしています。

また、広報・啓発事業をつうじて、現場から見えてきた貧困の実態を社会に伝え、具体的な解決策の提案も含めて国や地方自治体などに対して示していくことで、この社会を変えていきたいと考えています。



活動に専門家の力を借りる

NPO TIPS

市民活動団体にとって、団体の本来活動に力を注げることはとても重要です。とはいっても、NPO 法人格を持っていたり、寄付金の受付をしていたり、広報の必要があったりと、本来活動以外のことにも多くの労力が必要なのが常です。

支援施設では「アドバイザー相談」という仕組みで、そうした業務でお困りの団体と専門家とをつないでいます。「アドバイザー相談」では、弁護士・税理士などの資格をお持ちのいわゆる士業の方や、広報・デザイン・WEB サイト製作などの専門家の方をご紹介しています。

Case1 収益事業

NPO 法人の事業のうち、税法上の「収益事業」に該当する内容は、法人税の課税対象になります。とはいっても、個別の事業についてどう判断すればいいかは素人目には難

しいものです。そういう判断について、税理士の方に確認できます。

Case2 労働契約書

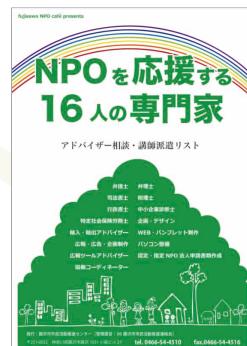
団体として職員を雇用している場合、委託事業や助成金・補助金の申請など様々な場面できちんとした雇用契約がされているかを問われます。労働契約書などのチェックや、作成時の注意点などを社会保険労務士の方にお願いした事例もあります。

Case3 HP 作成

団体 HP の作成についても、デザインや作成方法についてプロのご意見を聞くことができます。ご予算が合えばそのまま発注することも可能です。HP 作成の目的や団体のスキルも踏まえ、更新しやすい仕組みの紹介や、デザイン上の注意点などを教えてもらえます。

各アドバイザーに対し 1 団体あたり 1 回（原則 60 分程度）は、支援施設で初回相談費用を負担しています。継続してのご相談案件となると正規のお仕事の範囲内の対応となり、別途の費用がかかりますのでご注意ください。

詳しくは、QR コードのリンク先よりご覧いただけます。（セ）



なぜなに
NPO
vol.146



防災の日は『政府、地方公共団体等関係諸機関をはじめ、広く国民が台風や高潮、津波、地震等の災害について認識を深め、対処する心構えを準備するため』として、1960 年に制定されました。その日は、関東大震災の発災日（1923(大正12)年9月1日土曜日11時58分44秒）で、学校では始業式が行われ、勤労者の多くは土曜日午後がお休みであったため、帰り支度をしており、家庭にいた多くの市民は昼食の準備中でした。そのため、二次災害として火災が各地で起り、死者行方不明者14万人焼失家屋200万件という大惨事となりました。その後、1995年の阪神淡路大震災では、約25万人が被災者となり、災害復興ボランティアの活躍が注目され、ボランティア元年と呼ばれるなど、発災時はもとより災害復興とボランティア活動の関係性は強くなってきたように思います。

では、振り返って、大正時代の関東大震災とボランティアは関係があったのか調べてみました。副題に「消防・医療・ボランティアから検証する」とある「関東大震災(鈴木淳氏著2004年発刊)」を読み返しました。関東大震災の記録は数多くあるが、「ボランティア」としっかりと明示されている書籍はそれほど多くありません。第四章の大正の震災ボランティアには、学生救護班、町内会、在郷軍人会、青年団、女子青年会、消防組などの名称で、登場します。被災地東京では、役場や公園、皇居前の広場など、被災した市民が多く避難してきた場所での炊き出し等の食糧支援などは、発災当

日から、近隣から駆け付けた来援者と呼ばれる市民により実行されました。被災地から離れようとする市民に向けては、鉄道駅沿線各地で救護所を設け、医療や衣類食料などの支援、簡易の宿泊所の提供といった救護活動が、行政職員に加え、前出した地域の諸団体が活動していたといいます。その動きは全国に広がり、青森から鹿児島まで行われました。発災時のボランティア活動は自主的、自治的に行われた事実はあったといえます。しかしながらその活動は、家族や同僚、同郷など人々の縁による結束が基礎となっていることが多い、現代のように地域とのつながりが弱くなっている状況で、「どう動けるかは現代人の知恵が問われる。」と鈴木氏は締めくくっています。

2021年9月、コロナの感染拡大は大規模災害に匹敵するといわれる中、いつ起こるかもしれない自然災害への個人としての心構えだけでなく、地域の一市民としての心構えを日頃活動を共にしている仲間と「その時、何ができるのか。何をすべきなのか。」を話し合ってみる必要があると思います。内閣府防災情報のページには、過去の震災復興の教訓から、行政とNPO・ボランティアの連携による複数年にわたる長い支援の必要性がガイドブックを通じて語られています。「事前に予定されていないことも多い。「その時、何ができるのか。何をすべきなのか。」を地域全体で共有しておくと安心できますね。(セ)

講座・イベントの

ごあんない

イベント

日時

| | | | |
|---------------------------------|-----------------|-------------|----------|
| ■施設の利用制限期間 | 9月1日(月) | ～ | 9月30日(木) |
| ■藤沢市の対面事業 中止対象期間 | 9月1日(月) | ～ | 9月30日(木) |
| ■マネジメント講座「団体のYouTubeチャンネルを作ろう！」 | 10月3日(日)・17日(日) | 13:30～15:30 | |

NEW!

支援施設からのお知らせ

■施設のご利用制限について

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出及び藤沢市内での感染者数の増加に伴い、9月1日（水）より9月30日（木）までは、開館時間を短縮しての開館となります。
また、9月30日（木）までについては、新規の会議室予約の受付を停止いたします。※ご予約済の会議室はご利用いただけます
利用者の皆様にはご不便をお掛けいたしますが、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

【対象期間】2021年9月1日（水）より9月30日（木）まで
※期間は感染拡大状況等により変更の可能性があります

【制限内容】

- ・市民活動推進センター
①開館時間 9:00～20:00
②会議室定員 会議室A 15名まで
会議室B 10名まで
- ・市民活動プラザむつあい
①開館時間 9:00～19:00 ※通常通り

また、1時間に1度、5分程度の全館換気を実施しています。会議室等をご利用中でもお声掛けさせて頂くことがございます。ご利用にあたっては、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

その他、詳細はQRコードの先よりご覧ください。



発行：藤沢市市民活動支援施設

本館：市民活動推進センター

開館時間 9:00～22:00 火曜休館

〒251-0052

神奈川県藤沢市藤沢 1031 GRAFARE FUJISAWA 2F

※ビル名が変更になりました

TEL : 0466-54-4510 FAX : 0466-54-4516

Eメール : f-npoc@shonanfujisawa.com

編集：認定NPO法人 藤沢市民活動推進機構（藤沢市市民活動支援施設 指定管理団体）

※この情報誌は、サポートクラブのメンバーのご協力により、皆さまのお手元に届いております♪
サポーターも随時募集中です！

■対面で実施する事業の延期または中止について

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出に伴い、9月30日（木）までに実施予定となっていた藤沢市又は藤沢市の施設で対面で実施する事業が、延期または中止となります。市民活動支援施設においても以下の事業について、延期又は中止とさせて頂きます。ご迷惑をお掛けして申し訳ございません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

①志塾ふじさわ 2021～動画を使った団体紹介（第3回）
※9月5日（日）実施予定だったため

②KEEP LEFT プレートをつくろう！
※9月26日（日）実施予定だったため

③IT講座「ステップアップ！エクセル講座」（第2回延期分）
※9月27日（月）実施予定だったため、10月11日（月）へと延期

延期日程については、確定次第Webサイト等でお知らせいたします。

■マネジメント講座「団体のYouTubeチャンネルを作ろう！」

本講座では、現役のラジオDJを講師にお招きし、動画配信するためには必要な基礎知識を学び、実践を体験できます。

日時：①2021年10月3日（日）13:30～15:30

②2021年10月17日（日）13:30～15:30

会場：オンライン

講師：今城謙士氏（FMやまと）

料金：2回で2000円

内容：動画の作成（動画の撮影方法・動画の管理）、
YouTubeチャンネルの拡散方法他

対象：NPO、ボランティア団体で活動している方
定員：30名

問合・申込：市民活動推進センター



分館：市民活動プラザむつあい

開館時間 9:00～19:00 月曜休館

〒252-0813

神奈川県藤沢市亀井野4-8-1 六会市民センター2階

TEL & FAX : 0466-81-0222

Eメール : f-npopc@shonanfujisawa.com

URL : http://plaza6i.f-npon.jp/

